

一般廃棄物処理業許可証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市住之江区新北島三丁目6番 45号	許可年月日 平成30年4月1日	許可番号 一廃第123号	<p>1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。 (2) その他市長の指示に従うこと。</p> <p>2 搬入先 木材開発株式会社 京都工場 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2</p> <p>3 手数料 手数料は、条例に定める額を超えて徴収してはならない。</p> <p>4 許可の取消し又は業務の停止 法、条例又は許可条件に違反する行為等をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。</p>
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 木材開発株式会社 代表取締役 谷 正剛	京都市長 門 川 大		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 木くず			
作業区分 収 集 ・ 運 搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効期限 平成32年3月31日			
許可の更新又は変更の状況 平成16年 4月 1日 新規許可 平成18年 4月 1日 更新許可 平成20年 4月 1日 更新許可 平成22年 4月 1日 更新許可 平成24年 4月 1日 更新許可 平成26年 4月 1日 更新許可 平成28年 4月 1日 更新許可 平成30年 4月 1日 更新許可			